

公 示 日 : 2021 年 6 月 16 日

調達管理番号 : 21a00356

国 名 : ガーナ国

担 当 部 署 : 人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案 件 名 : ガーナ国 5S-KAIZEN-TQM を通じた母子保健医療サービスの質
の改善プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 8 月上旬から 2021 年 11 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.60M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 7 月 7 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 7 月 20 日 (火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	保健医療分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	ガーナ共和国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱病。入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。
- (3) その他：出発予定時間から72時間前までのコロナウイルス感染症に対するPCR検査陰性証明書が必要です。

6. 業務の背景

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」）は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けて、医療サービスへのアクセス改善に取り組んだ結果、熟練出産介助者による分娩、産前産後ケア受診率、予防接種率の向上など、保健医療サービスへのアクセスが向上した。その結果、母親と子どもの死亡率が1990年から半減するなど健康状況に改善がみられたものの、5歳未満児死亡率は52（出生1000対）、妊産婦死亡率は310（出生10万対）（Ghana Maternal Health Survey、2017）にとどまっており、持続可能な開発目標（SDGs）で定められた目標値（出生10万対70）の達成に向けては依然として厳しい状況にあり、2017年4月開催のヘルスサミットでは、さらなる健康改善に向け、保健サービスの質の改善が喫緊の課題として提唱された。

ガーナでは2016年頃から保健医療サービスの質改善にむけた国レベルでの取組が本格的に始まり、2016年12月にヘルスケアの質に関する国家戦略

(National Healthcare Quality Strategy 2017-2021 : NHQS) と年間行動計画が作成され、質改善の機運が非常に高まっている。同戦略は、「患者とコミュニティを質の高いケアの中心におき、よりよく調整された保健システムを通じ、国民の健康と福祉を継続的に改善すること」を目的としている。この戦略を具現化するため、2017年10月に、保健省の政策・計画・モニタリング・評価局に質管理部が設置され、部長が任命された。また、ガーナ保健サービスが作成したヘルスケアの質に関する国家戦略実施のためのガイドラインが2019年9月に発表された。加えて、州保健局、及び郡保健局にも、質管理チーム(Quality Improvement Team : QIT)が設置され、質管理者とともに保健医療サービスの質改善活動を推進している。また、すべての医療施設には、質管理者が所属するQITのほか、病棟やユニットに質改善チーム(Work Improvement Team : WIT)が設置されている。

JICAは2018年2月に「第1回アフリカ保健ケアの質と安全のフォーラム」(於南アフリカ)への保健省質管理部長、ガーナ保健サービス臨床ケア局局長と共に参加し質改善分野の支援を開始した。その後、2019年に政府関係者と保健施設スタッフ計10名が、タンザニア国で実施された5S-KAIZEN-TQMに係るスタディツアーに参加し、5S-KAIZENアプローチによる保健医療サービスの質改善の概念と実施方法について学んだ。さらに、本邦での5S-KAIZEN-TQMに係る課題別研修に参加するなど、保健医療サービスの質改善を目的とした支援を行った。同時に、ガーナ保健サービスも5S-KAIZEN-TQM TOTを実施するなど、講師の育成を開始し、NHQSにおいて母子保健サービスの質改善に係るガイドラインが整備されるなど、質改善では特に母子保健サービスへの取り組みが優先されているが、本格的な導入・開始には知見、資金ともに不足している。保健医療スタッフの能力強化を通して医療施設での母子保健サービスの質改善を目指すため、ガーナ政府から本案件の要請があった。本業務では、本件の実施に向け、詳細計画を策定するための調査を実施する。

現在、ガーナでは、技術協力「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」(2018年4月～2022年1月)にて母子手帳を全国に導入し、持続的に活用するための仕組みづくり、及び手帳の活用を促進するためにサービス提供者や利用者への働きかけを行っている。また、技術協力「北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト」(2017年7月～2022年9月)では、旧北部3州(現北部5州)においてあらゆる年齢層の人々の健康促進や疾病の予防を図るライフコースアプローチに基づき、地域保健サービスを強化することを目的としている。加えて、無償資金協力「ノーザン州医療体制改善計画」(2021年7月～2023年9月)でタマレ中央病院を整備予定である。

7. 業務の内容

本事業は、アシャンティ州、ノーザン州、グレートアクラ州又はウェスタン州の3州において、国家母子ケア品質基準の実践促進、中央及び自治体の質管理部署の機能強化、継続ケアの質改善の能力強化およびリファラル強化を行うことにより、医療施設での妊産婦と新生児に対する母子保健サービスの質向上に関するマネジメント能力の強化を図ることを目的としている。医療施設での妊産婦と新生児に対する母子保健サービスの質の向上に寄与するために、本調査を経て、より適切な協力内容を検討する。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA 担当部署及び在外事務所等と協議・調整しつつ、評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理し、分析するとともに、評価分析に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021年8月上旬～8月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ガーナ側関係機関（保健省、GHS、民間団体・企業、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ② JICA（人間開発部、ガーナ事務所等）と調査計画につき協議する。
- ③ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ④ 評価6項目（妥当性、有効性、整合性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operation）案（いずれも和文・英文）、及び事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分の内容を検討する。その他現地協議用資料等を作成する。

（2）現地業務期間（2021年8月中旬～9月上旬）

- ① JICA（人間開発部、ガーナ事務所等）との打合せに参加する。
- ② 相手国関係機関等との協議に参加する。議事録作成を作成する。
- ③ （1）を通じて得られなかった情報や実態に関する情報を追加で収集する。
- ④ 情報・資料を収集し、現状を把握、情報を整理・分析する。情報収集に際しては必要に応じて質問票（英文）も活用してインタビューを行う。具体的な項目は以下のとおり。

- ア) 母子保健を中心とした保健医療サービスの質改善の体制、取り組み状況、課題の確認
 - イ) 5S-KAIZEN 活動の進捗状況と課題の確認
 - ウ) 母子手帳を用いた継続ケアの実施状況、課題の確認
 - エ) リファラル制度の運用状況と課題
 - オ) 保健省及び GHS の組織図及び本案件の実施体制（連携、役割分担等）
 - カ) 他ドナー・国際機関の保健医療サービスの質分野における支援動向
- ⑤ 調査団及びガーナ側関係機関と協議の上、PDM 案、PO 案（いずれも和文・英文）、及び協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ ガーナ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（Record of Discussion）案（英文）を取りまとめる。
- ⑦ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、調査団員及びガーナ側関係機関等とともに評価 6 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表案の作成に協力する。
- ⑧ 現地調査結果を JICA（人間開発部及びガーナ事務所等）に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2021 年 9 月上旬～9 月中旬）

- ① 事業事前評価表案（案）（和文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、調査結果を報告する。
- ③ 担当分野の詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021 年 9 月 30 日までに提出。

次の①②を電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄アジスアベバ/ドバイ⇄アクラ（ガーナ）を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年8月14日～9月3日頃を予定しています。実際の日程は前後する可能性があります。契約締結後のフライト確定前には、必ず担当者に相談をして下さい。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本業務従事者）

③ 便宜供与内容

JICA ガーナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供。

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジしますが、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チーム（TEL：03-5226-8359）にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ Baseline Report、Assessing Quality of Care in Selected Health Facilities in Ghana

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配

布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所及び在ガーナ日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上

